

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による平成29年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

なお、小栗巖監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき、「小松市民センター」の監査については除斥されたことを申し添える。

平成29年12月21日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

- ①指定管理者 岸・北森・鉄工団地組合共同体
- ②指定管理施設 スカイパークこまつ翼
- ③所管課 ふるさと共創部スポーツ育成課

(2) 選定理由

スカイパークこまつ翼は、岸・北森・鉄工団地組合共同体が指定管理受託者で、共同体で管理運営されており、協定書に基づいて役割業務、責任分担が行われているかが重要であり、また今回が初めての監査であることから監査対象とした。

2 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

3 監査実施日 平成 29 年 11 月 24 日

4 監査実施場所 スカイパークこまつ翼

5 監査の範囲 平成 28 年度「スカイパークこまつ翼」管理委託にかかる出納その他の事務の執行状況

6 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治

7 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は、スカイパークこまつ翼において、岸・北森・鉄工団地組合共同体代表株式会社岸グリーンサービス代表取締役及び関係職員並びに所管課であるふるさと共創部担当部長同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士 飯田 崇義氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

8 重要リスク及び監査の着眼点

今回の監査における重要リスク及び監査の着眼点は次のとおりである。

指定管理者監査

重要リスク	監査の着眼点
所管課や関係機関等との連携が十分になされていないリスク	ア 本市と指定管理者との協定等の内容は適正なものか。 イ 所管課は、団体と定期的な調整会議を行い、課題の解決に向けて具体的な取り組みを行っているか。 ウ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。 エ 指定管理者が共同事業体の場合、共同事業体協定書を確認しているか。また、代表者の権限や構成員の役割分

	担及び責任分担等は明確になっているか。
施設の設置目的の達成に向けた適切な事業運営がなされていないリスク	ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 ウ 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。

9 管理委託施設の概要

- (1) 設置根拠 都市公園法，小松市都市公園条例
(防衛省直轄事業として整備)
- (2) 所在地 小松市日末町や1番地1
- (3) 利用期間 4月1日から3月31日まで
(休業期間 12月29日から翌年1月3日，競技によって一時的に利用できない場合あり)
- (4) 目的 飛行場周辺の障害防止等のために市民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として設置。
- (5) 事業内容 スカイパークこまつ翼の施設運営

10 委託料等

団体に支払われている委託料等は，以下のとおりであった。

(単位：千円)

補助金等の名称	金額
スカイパークこまつ翼指定管理委託料	16,500

11 監査の結果

監査を実施した範囲において，委託料の用途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし，経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

- ①指定管理者 公益財団法人小松市施設管理公社
- ②指定管理施設 小松市民センター
- ③所管課 ふるさと共創部はつらつ学習課

(2) 選定理由

小松市民センターは、金銭的重要性があり、監査対象とした。なお、平成 23 年度にも監査を実施している。

2 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

3 監査実施日 平成 29 年 11 月 24 日

4 監査実施場所 小松市民センター

5 監査の範囲 平成 28 年度「小松市民センター」管理委託にかかる出納その他の事務の執行状況

6 監査の執行者 監査委員 杉林 憲治

7 監査委員の除斥

「公益財団法人小松市施設管理公社」指定管理施設「小松市民センター」の監査において、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、小栗徹監査委員は除斥した。

8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は、小松市民センターにおいて、公益財団法人小松市施設管理公社理事長及び関係職員並びに所管課であるふるさと共創部長他はつらつ学習課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士 飯田 崇義氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

9 重要リスク及び監査の着眼点

今回の監査における重要リスク及び監査の着眼点は次のとおりである。

指定管理者監査

重要リスク	監査の着眼点
所管課や関係機関等との連携が十分になされていないリスク	ア 本市と指定管理者との協定等の内容は適正なものか。 イ 所管課は、団体と定期的な調整会議を行い、課題の解決に向けて具体的な取り組みを行っているか。 ウ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。

施設の設置目的の達成に向けた適切な事業運営がなされていないリスク	ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
----------------------------------	--

10 管理委託施設の概要

- (1) 設置根拠 小松市民センター条例
- (2) 所在地 小松市大島町丙 42 番地 3
- (3) 利用期間 4 月 1 日から 3 月 31 日まで
(休業期間 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)
- (4) 目的
市民の文化、教養及び体育の向上、コミュニティづくりの普及並びに集会その他の行事に使用し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的として設置。
- (5) 事業内容
 - ア 広く文化に触れる機会を提供すること及び市民の自主的活動の発表の機会を与えること。
 - イ 体育、レクリエーション及びコミュニティ活動の場を与えること。
 - ウ 老人の心身の健康と生きがいの増進を図るため、教養講座、レクリエーションその他老人が自主的かつ積極的に参加できる場を与えること。
 - エ その他設置目的達成のために必要な事業

11 委託料等

団体に支払われている委託料等は、以下のとおりであった。

(単位：千円)

補助金等の名称	金額
小松市民センター指定管理委託料	35,386

12 監査の結果

監査を実施した範囲において、委託料の用途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

(1) 意見・要望

小松市民センターは、平成 25 年度からの 2 期 5 年にわたる改修工事が完了し、各所のバリアフリー化や照明の LED 化など、赤ちゃんからお年寄りまで全ての人と環境にやさしい施設として、平成 29 年 6 月にリニューアルオープンした。

指定管理者である小松市施設管理公社は、本市が設置する公共施設の管理運営の重要な担い手であり、また平成 25 年 4 月から公益財団法人となり、公益性を重視した運営やガバナンスの内容の市民への周知が求められている。今後も施設利用者へのサービスの向上と住民福祉の増進、地域社会の発展に一層寄与されたい。